

## 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領

平成25年3月22日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市において地震や風水害（以下「地震等」という。）の災害が発生したときに、尾張旭市議会が尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議会本部の設置)

第2条 尾張旭市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、必要に応じ尾張旭市議会内に尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

2 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、議長が別に定める。

(議会本部)

第3条 議会本部は、本部長、副本部長をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括するとともに、必要に応じ市対策本部の会議等を傍聴し、情報収集に努めるものとする。また、本部長（議長）が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議会本部の任務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長（議長）が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。

- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (6) 本部長（議長）から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集すること。
- (7) その他、本部長（議長）の指示があった場合には指示に基づき行動すること。

（行動マニュアル）

第6条 議会本部の構成及び地震等の災害の発生初期に対応するため、別に「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」（以下「行動マニュアル」という。）を作成する。

（議会事務局の対応）

第7条 議会事務局は、議会本部の事務を補佐する。

- 2 議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報提供を行う。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

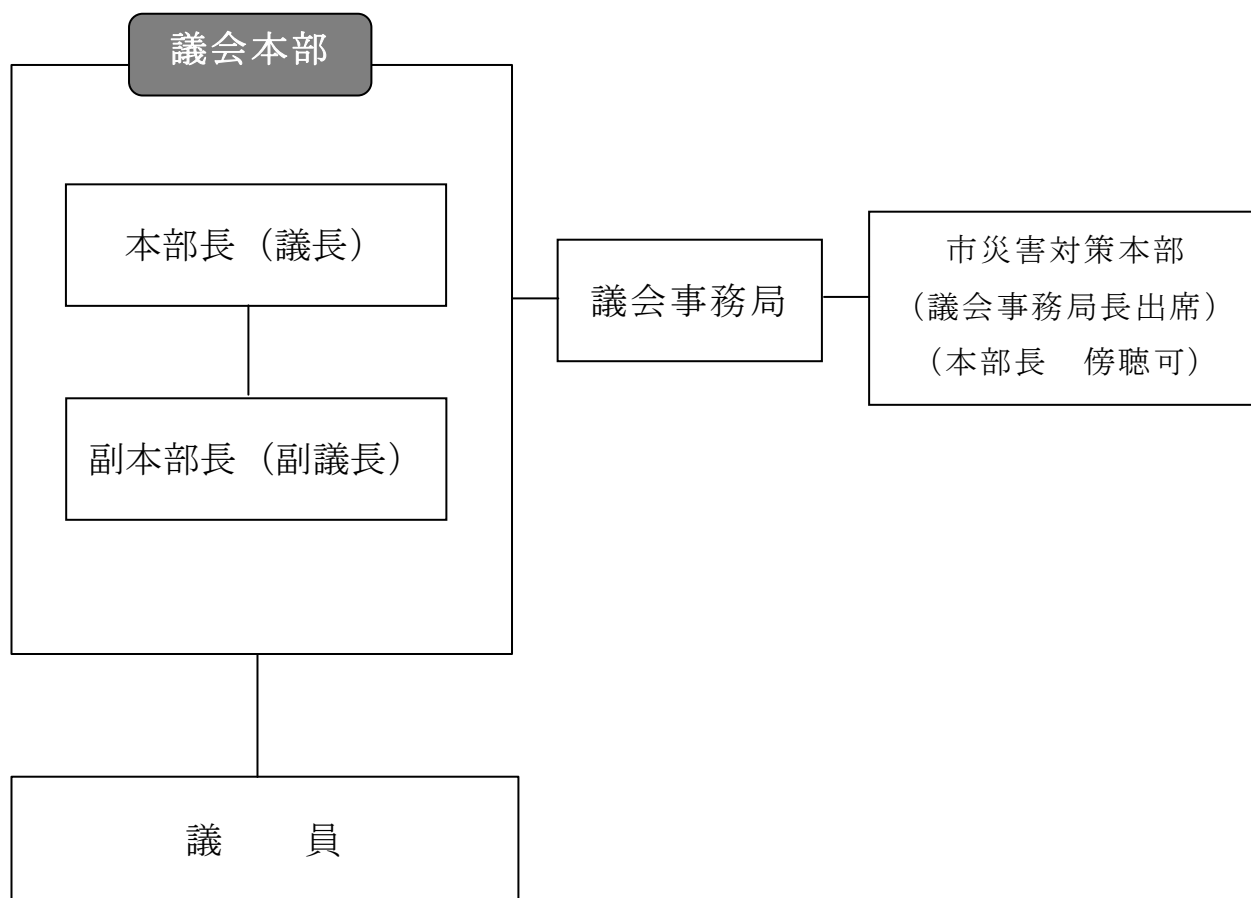
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月22日から施行する。

# 尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル

## 《議会本部の構成》



※議会本部は、本部長、副本部長で構成し、議員は本部長（議長）の要請があったときに議会本部に参集する。

## 《台風等風水害時の対応》

台風等の風水害により、尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合の対応は次のとおりとする。

- 1 事務局長は、市対策本部が設置された旨を議長、副議長に連絡する。
- 2 議長及び副議長の協議により、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- 3 事務局長は、次の表に定める参集基準に応じ、表の右欄に掲げる者に連絡する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備 ＜警戒体制＞としたとき	議長、副議長
市対策本部が第3非常配備 としたとき	
本部長（議長）から指示が あったとき	議員

- 4 市対策本部から提供された災害情報等は、事務局長から議長、副議長に報告のうえ、随時、議員に情報提供を行う。
- 5 議員が地域で収集した情報は、議会本部に報告する。
- 6 報告された情報は、議会本部が整理し、必要に応じて市対策本部に提供する。

## 《大規模地震発生時の対応》

### 1 初動時の参集基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	議長、副議長
市対策本部が第3非常配備としたとき	
震度5弱以上	
本部長（議長）から指示があったとき	議員

### 2 参集及び活動時の留意事項

#### (1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）の着用に努め、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等ができる限り携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

#### (2) 交通手段

原則として徒歩、自転車等による。

#### (3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

#### (4) 被害状況等の収集

議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

## 《その他》

議長は、議会本部を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、議員派遣の手続きを行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。二次災害が起こらないように、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。